

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

(変更)

	担当課	都市計画課	検索番号	3-6
法令名	都市計画法	根拠条項	43-1	
許認可等	都市計画法施行令第36条第1項第3号イからニに規定する建築物等に係る許可			
(根拠規定)				
建築許可については、政令第36条第1項第1号、第2号及び第3号イ、ロ、ハ、ニ並びに第2項に適合するものでなければならない。				
(許認可等の基準)				
本条は、市街化調整区域のうち、開発許可を受けた開発区域以外の区域で行われる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設について、法第29条と同様の趣旨から制限を行おうとする規定である。したがって、許可の基準も同法第29条の開発許可と概ね同様であるが、本条の許可対象となるものは、殆どの場合自己の居住又は業務用のもので、その規模も一敷地程度と考えられることから、災害の防止、環境の保全措置等については排水と地盤対策に限られたものとなっている。(政令第34条~36条、省令第34条参照)				